

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/WP.2

Agenda item: AI と軍事 (AI and the military)

2025年8月4日

Sponsor: Argentina, Austria, Australia, Chile, China, France, Norway, Pakistan, Portugal, Turkey, United Arab Emirates, United States

第80回国連総会第一委員会は、

「安全、安心かつ信頼できる AI システムによる持続可能な開発の機会の獲得」が採決された決議 78/265、「人工知能の能力構築に関する国際協力の強化」が採決された 78/311、「致命的自律兵器システム」が採択された 78/241 を想起し、

AI の急速な発展がもたらす影響に対して対策が必要であることを強調し、

国際人道法がすべての AI に関する問題に適用されることを想起し、

LAWS の定義づけを国際社会全体で統一することを重要視することを強調し、

またその影響が将来さらに高くなることを再確認し、

AI の発達においても自由、プライバシー、人間の尊厳、表現の自由が守られるべきであることを強調し、

AI には、人々の福祉と幸福を増進し、イノベーションと生産性を向上させるとともに、地球規模の重要な課題の解決の一助となる可能性があることを認識し、

AI のよりよい未来のためにすべての加盟国の間での共通の認識を持つことが重要なことを強調し、

軍事領域における新たな技術的応用、特に AI の自律性に関連する技術的応用が人道、法、安全保障、技術、倫理の観点から深刻な課題と懸念を提起していることを認識し、

LAWS がグローバルな安全保障及び地域的・国際的な安全性に及ぼすリスクに懸念を抱き、

LAWS の使用における意味ある人間の関与の重要性を強調し、

LAWS において、人間が意思決定に関与しないことが予測不能かつ不可逆な被害をもたらす可能性があることを認識し、

1. 以下のことが AI に求められることを強調する：

- a. 人間中心、
- b. 信頼性、
- c. 説明可能、
- d. 倫理的、
- e. プライバシーの保護；

2. AI の設計、使用及び展開する際に以下のことを要請する：

- a. 安全で効果的である,
 - b. 人種、性別、年齢などに基づいて不当な扱いをもたらさない,
 - c. イデオロギー的な偏りから自由であり、真実を追求する形で設計する,
 - d. AI による重大な判断においては人間の関与を保障する体制を導入する;
3. 加盟国に対し、以下の目的での生成 AI の開発・利用の推進をするよう促す ;
 - a. 教育の質の向上,
 - b. 医療技術の向上,
 - c. 先進国、途上国間または地域間の社会インフラにおける格差の解消,
 - d. 治安維持,
 - e. 環境保護や自然災害の予防;
 4. AI が意味ある人間の関与のもとで安全に研究・使用を進めることを強く要請する ;
 5. 加盟国が、生成 AI の開発・利用において、以下のことを尊重する自主的なガイドラインを策定することを要請する :
 - a. 人権,
 - b. 法の支配,
 - c. 国家主権 ;
 6. AI アクターは AI システムに関する透明性及び責任ある開示に積極的に関与すべきであることを強く要請する ;
 7. イノベーションの自由と人権の保護の両立を図るべきであることの重要性を強調する ;
 8. AI が間違った使い方をされないための若者への教育プログラムを作成することを要請する ;
 9. 以下のような人々が AI の恩恵を受けにくい現状であることを遺憾に思う :
 - a. 女性と女兒,
 - b. 障害のある人々,
 - c. 先住民,
 - d. 農村部および遠隔地に住む人々,
 - e. 子供,
 - f. 貧困に苦しむ人々 ;
 10. 主文 8 の人々の意見を反映させることの重要性を強調する ;
 11. 生成 AI の発展により起こりうる以下のことを留意する ;
 - a. 人権侵害,
 - b. 労働市場の変化,
 - c. 格差,

- d. 差別,
 - e. フェイクニュース,
 - f. ディープフェイク,
 - g. 著作権侵害;
12. すべての加盟国に対して、国際人権法に準拠して運用することが不可能な AI の使用を控えるか、または中止するように強く要請する；
 13. 安心、安全かつ信頼できる AI を作成するための国際基準を策定することを奨励する；
 14. 意味ある人間の関与によって LAWS が使われることを強く要請する；
 15. 国際社会が LAWS によって引き起こされる課題や懸念に対処し、関係する問題の理解を深め続けることが急務であることを強調する；
 16. LAWS の開発と使用において、国際人道法の条件を満たすことを強く促す；
 17. LAWS の配備の際は、ステークホルダーと協議の上開発し、システムを配備する前に試験を行い、リスクを特定・軽減し、システムの監視を行うことを促す；
 18. LAWS の使用は自国の存立危機事態など、例外的かつ緊急性の高い状況においてのみ使用を認めることを要請する；
 19. すべての AI に対して、人間が意思決定のループに関与することを強く要請する；
 20. LAWS は武力の行使に関して指揮官やオペレーターが適切なレベルの人間の判断を発揮できるように設計されるべきであることを促す；
 21. LAWS における失敗のリスクを軽減するためにセーフティガードを実施することを呼びかける；
 22. AI によって侵害された人権については国際人権理事会に報告することを強く要請する；
 23. UNESCO に対して、AI の倫理的課題や人権への影響、誤用防止の進捗状況について、年次報告を行うことを奨励する；
 24. LAWS の使用中に事故、誤作動によって国際問題に発展した場合、国家は報告書を作成し、GGE に提出の上議論することを奨励する；
 25. すべての加盟国に対し、報告書をもとに今後の事故の再発防止につなげるように要請する；
 26. LAWS の使用において事故または誤作動が起き、国際問題に発展した際の責任は国家が負うことを要請する；
 27. AI の事故、誤作動の際、企業に関して国家に対して報告を義務付ける；
 28. AI の誤作動に対する対処のために、国際的基準を設けることを要請する；
 29. AI が国際的な被害を引き起こした場合の制裁については、国連総会で話し合うことを促す；
 30. これからもより良い AI と国際社会の共生のために国際電気通信連合（ITU）年次議論を行うことを強く促す。